

日本鑄鋼會社の同盟罷工の 真相を發表して世論に訴ふ

日本鑄鋼會社の同盟罷工の原因は簡單明瞭である。即ち失業者の爲めに解雇手當の額を定めんが爲めである。

三月十九日に木型工にして組合員たる馬場半次加藤學次郎山田虹平の三氏(他に兩氏あれ共それは辭職が解雇の形式になつてゐる)が突然解雇の宣告を受けたので、それを不當とし組合本部に申達した。本部では調査の結果、此解雇通知と共に、組合の理事にして會社の伍長である所の宮澤、篠崎、村上、村松、鈴木、立花、の六名が組合の解散を企てたを知り其六名を除きて支部總會を開き解雇手當は百五十日の日給額に相當すべきを決議し、直ちに組合本部より會社に交渉する事になつた。然るに會社では會社の規則をたてにとつて頑として應じないので、再び支部の總會を開いて遂に廿六日同盟罷工を宣言したのである。

現在はいづれの會社でも所謂會社規則なるものを作り、それに依れば「何時解雇さるゝとも異議申すまじく候」と云ふが如き會社の勝手我儘なる條文を作つて、職工をして契約書を入れせしめてゐる。吾人は之れに服する事能はざるものである。好景氣の時に會社をして莫大なる利益を得せしめたのは我等勞働者である。然るに一朝不景氣に遭遇するや忽ち吾人の首が大根の如くに切らる。こんな不都合至極の話があるも、此不景氣の時機なるにも關せず、死を期して奮然起つた義軍である。同時に、勞働組合を嫌厭してゐる會社が、此不景氣を好期とし組合支部の幹部を酒色をもつて買収なし以て組合を解散せしめやうとした、陋劣なる排戦に應じたのである。勞働者は誰人と雖も死を以て組合を固守せねならないのである、勞働組合を離れては、勞働者は資本家の奴隸とならねばならないのであるから

罷業者の團結は至極強固である。資本家は例に依つて解雇通知を出したり、切り崩し運動をしたり、官憲も亦平澤主事を初めとして五六名の同志を不當なる監禁を爲したが吾人は之れが爲めに意氣益々昂るのみである。組合に加入してゐない職工も會社重役の措置に憤慨し一同結束して就業せず會社は四月二日より工場の作業休止を掲げて飽く迄も排戦の態度を示してゐる

大正十年四月四日

東京市外大島町三丁目二百四十六番地

純勞働者組合